

セーフティネット保証4号認定申請 提出書類

■ 売上高等減少の基準：▲20%以上

- 認定申請書 2枚（うち1枚は複写可 ※簡素化しました。）
「中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書」
1枚⇒認定後、申請者へ認定書として返却
1枚⇒市の控え

※ 様式は4種類ありますので、該当するものをご利用ください。

	9/30まで	10/1から
■(1)：通常の様式	様式(1)	様式(2)
■(2)～(4)：創業者や前年以降店舗や業容拡大してきた事業者等運用緩和の様式 ①業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者 ②前年以降の店舗増加等によって、単純な売上高等の前年比較では認定が困難な事業者		
(2)：最近1ヶ月と最近3ヶ月平均売上高等を比較	様式(2)	様式(3)
(3)：令和元年12月の売上高等の3倍を比較	様式(3)	様式(4)
(4)：令和元年10月～12月の3ヶ月を比較	様式(4)	様式(5)

- 申請書の添付資料（市指定様式）
- 売上高または販売数量の実績が分かる書類（コピー可）
例：残高試算表、売上台帳、決算書、確定申告書 など
- 栃木市内で1年以上*継続して事業を行っていることが分かる書類（コピー可）
※ 緩和措置に該当する場合は3ヶ月以上
例：定款、登記事項の証明書、事業所の所在地・納税地の記載のある確定申告書等

【本社が栃木市外にあるが、栃木市で認定申請する場合】

- 本社所在地の自治体で認定申請をしない理由を記した文書(任意様式)
- 営業所・工場等が栃木市内にあることが分かる書類

【事業に関する各種変更があり、申請書や証明書類等の記載が異なる場合】

- 各種変更（住所・商号・代表者）を証明する書類
例：登記事項の証明書等（3か月以内に法務局発行のもの） など

【認定申請及び認定書の受領を金融機関等に委任する場合】

- 委任状（市指定様式） ※ 内部の従業員や家族の場合は不要

注意事項

認定書の発行まで日数を要しますのでご了承ください。

〒328-8686 栃木市万町9番25号 栃木市役所
産業振興部 商工振興課（本庁舎4階：4A-7窓口）
TEL：0282-21-2371・2372